

# マネジメントレポート

2005年1月

今回のテーマ： 連結計算書類について

---

平成14年度の商法改正により、連結計算書類制度が創設されました。3月を決算期とする連結計算書類制度適用会社（下記1．参照）の場合、05年3月期から連結計算書類の作成が義務付けられます。

## 1． 連結計算書類制度の適用会社

連結計算書類制度の適用会社（以下適用会社。）は、いわゆる商法大会社すなわち資本の額が5億円以上または貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上の会社、及び委員会等設置会社等です。ただし、経過措置として、当面の間、株式上場企業など有価証券報告書提出会社以外の大会社については、連結計算書類制度の適用はないとされています。

## 2． 連結計算書類の種類

適用会社が作成すべき連結計算書類は、「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」と規定されています。証券取引法で作成が求められている「連結剰余金計算書」及び「連結キャッシュ・フロー計算書」は、会社の事務負担等を考慮し、作成を義務付けられていません。

## 3． 連結の範囲

適用会社は、原則としてすべての子法人等を連結の範囲に含めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する子法人等は、連結に含めません。

支配が一時的であると認められる子法人等

連結の範囲に含めることにより株主の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子法人等

連結の範囲に含めるべきとされる子法人等でも、重要性が乏しいものについては連結の範囲からのごくことができます。また、非連結子法人等および関連会社に関する投資については、持分法が適用されます。

## 4． 準備のカンドコロ

実際に連結計算書類を作成する際には、以下のような事項を考慮する必要があります。

親法人と子法人等で決算期が異なる場合、決算期を統一することも考えられますが、合併契約や税務対策上、困難な場合は、事務負担が増加しますが仮決算を組むことで対応せざるを得ません。

親法人と子法人等の会計処理は原則として統一することが必要です。子法人が税法主体の会計処理を行っている場合には、会計処理を変更する必要があります。これにより財政状況などが激変しないかを早めに確認しておくことがポイントです。

親法人と子法人等の間での取引の消去および親法人と子法人等の間での債権・債務の相殺を行い、同時に、各法人間の未実現損益を消去する必要があります。したがって、合併会社の場合には、互いの製品・商品の利益率の情報をやり取りする必要性が生じる可能性があります。

法令の日程にあわせて連結計算書類を作成する必要がありますので、子法人等から親法人へ必要情報の報告を適時に行う必要があります。子法人の決算の早期化が求められます。

子法人等においても会計監査人の監査に対応できるよう体制を構築することが必要になります。

### お見逃しなく！

当面の間、連結計算書類制度は、有価証券報告書提出会社のみ適用されるとされています。しかし、将来的には商法上のすべての大会社に適用される可能性がありますので、連結計算書類制度非適用の商法大会社においても、将来に備え、決算期の調整・会計処理の変更および子法人の決算体制の整備を検討しておく必要があります。